

独立行政法人教職員支援機構の評価等に関する有識者会議の設置について

平成29年5月11日
初等中等教育局長決定

1 趣旨

本会議は、「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準」（平成27年6月30日文部科学大臣決定）に基づき、文部科学省が所管する独立行政法人教職員支援機構の評価等に関する助言を得、その知見の活用を図るため、設置するものである。

2 検討事項

- (1) 中期目標の策定及び変更に関する助言
- (2) 中期計画及び中期計画の変更についての認可に関する助言
- (3) 中期計画の変更の命令に関する助言
- (4) 年度評価、見込評価及び期間実績評価に関する助言
- (5) 評価結果に基づいて命ずる、法人が講ずべき措置に関する助言
- (6) 中期目標期間終了時の所要の措置についての意見に関する助言
- (7) その他の評価等に関する助言

3 実施方法

有識者会議は、別紙に掲げる有識者をもって構成し、2に掲げる事項について検討を行う。

なお、必要に応じ、有識者以外の者の協力を得ることができる。

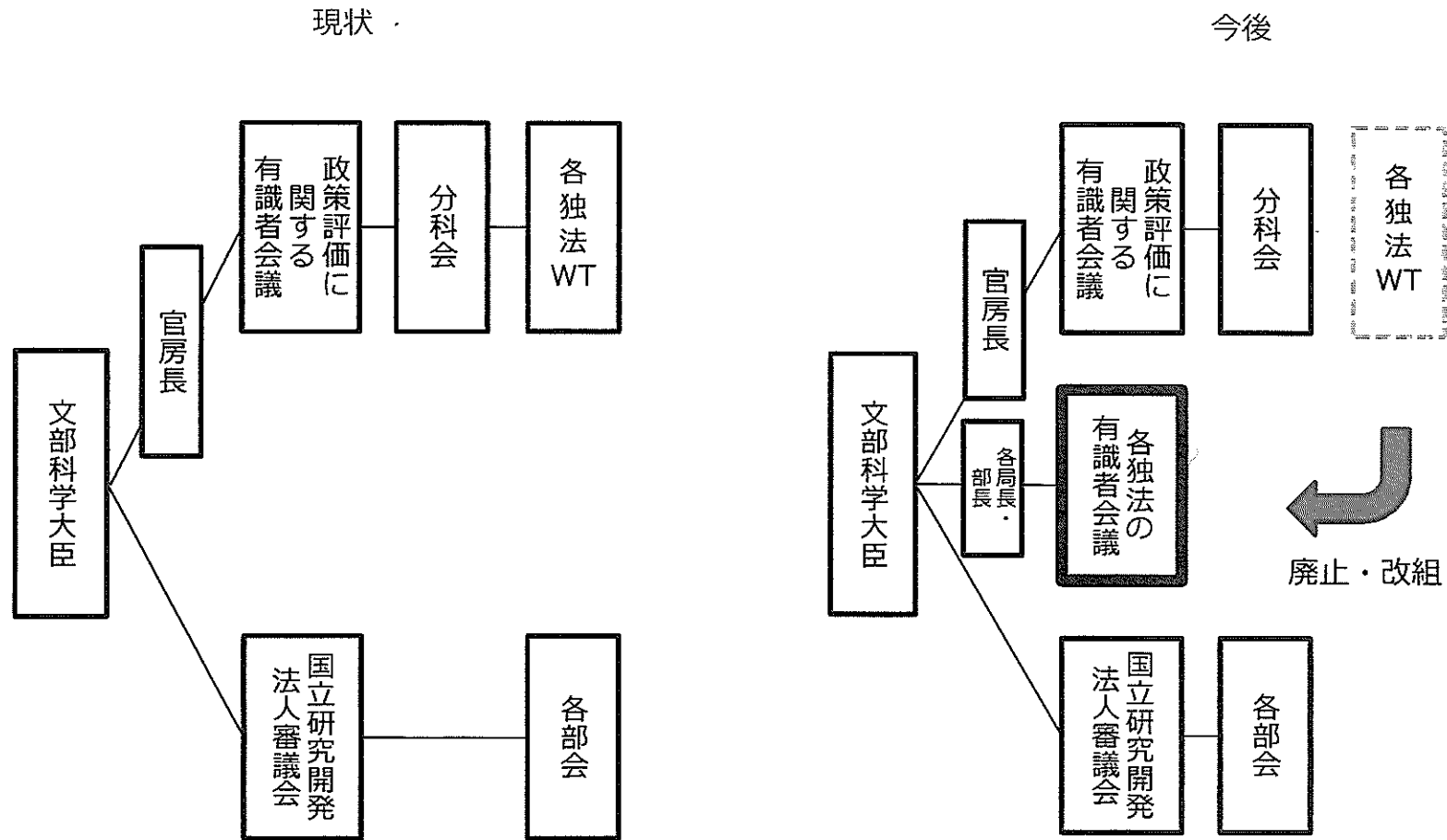
4 実施期間

平成29年5月11日から平成31年3月31日とする。

5 その他

有識者会議の庶務は、大臣官房政策課評価室の協力を得て、初等中等教育局教職員課において行う。

(参考) 有識者ワーキングチームの廃止・改組 ※中期目標管理法



- 政策評価とは分けて議論する体制に
- 法人共通事項に関する検討については恒常的な組織は設けない